

2017年8月

ご投資家のみなさまへ

アセットマネジメントOne株式会社

一般社団法人投資信託協会の規則改正に伴う弊社MRFに関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社の投資信託に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、一般社団法人投資信託協会において「MMF等の運営に関する規則」が改正され、MRF(マネー・リザーブ・ファンド)の取得・保有対象者を個人に限定する旨が明記されることとなりました。この改正は、個別の金融機関の支払不能などが金融システムの安定性に及ぼすリスクを回避するための国際的な規制および管理に関する共通規範に沿った対応を行うためのものです。

この改正により、2017年12月1日以降、下記の弊社MRFにつきましても個人のご投資家さま以外、取得・保有することができなくなります。

何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

対象となる弊社MRF

- ・新光MRF(マネー・リザーブ・ファンド)
- ・MHAMのMRF(マネー・リザーブ・ファンド)

MRFは、証券会社における証券総合口座用ファンドとして個人のご投資家さま向けに設定された経緯がございます。今回の改正により、MRFは「実質的に自然人である個人(法人による取得又は保有であっても、自然人である個人が取得・一部解約の投資の判断を行うものを含む。)を対象として取得又は保有されるもの」と明文化されます。

弊社MRFの目論見書につきましても、改版時に各ファンドの取得・保有対象者を個人に限定する旨を明確化する変更を行います。

なお、「MMF等の運営に関する規則」改正の詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページで公表されておりますので、以下のURLよりご確認ください。

<http://www.toushin.or.jp/publiccomment/ichiran/15097/>

以上